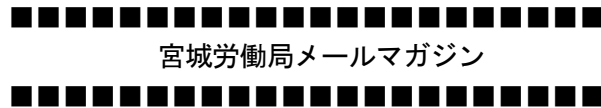


2020年6月4日発行



宮城労働局メールマガジン

---

目 次

---

《局長だより》

《お知らせ》

1. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について
2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金の上限額等の引上げ及び対象期間の延長について
3. 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）の申請受付等の延長について
4. 7月は全国安全週間です。～エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減～
5. 従業員のキャリア支援研修承ります

---

《局長だより》

---

目下、コロナの影響により県内の有効求人倍率が1.33（4月）に下がるなど悪化がみられますが、雇用調整助成金を利用して雇用を維持していただきたいとお願いしています。5月末までに1656件の申請があり、その半数について支給決定しました。申請については土日職員が出て相談や処理を行っています。

さらに、国の第2次補正予算で新しく休業支援助成金（勤め先から休業手当を受け取れない人に国が直接給付金を支払うもの）が創設されることになったことから、今後人員強化して（現在職員を募集中）、職員一丸となって取り組んでいきたいと考えています。

- 
1. 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について
- 

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって感染への不安やストレスを抱える場合があります。

このたび男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置が新たに規定され、働く妊婦の方が新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして主治医等から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主はこの指導に基づいて作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の措置を講じなければなりません。

この措置は、令和2年5月7日から令和3年1月31日までの期間、適用されます。

事業主への申し出にあたっては、「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用してください。

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/000628246.pdf>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

## 2. 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等 対応助成金・支援金の上限額等の引上げ及び対象期間 の延長について

---

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、

◆新型コロナウイルス感染症による小学校休業等  
対応助成金

◆新型コロナウイルス感染症による小学校休業等  
対応支援金

を創設し、令和2年2月27日から6月30日までの間に  
取得した休暇等について支援を行っています。

今後、助成金・支援金の上限額等の引上げ及び対  
象期間の延長を行う予定ですのでお知らせします。  
新たな申請書などについては、各制度のホームペー  
ジをご確認ください。

[上限額等の引上げの概要（予定）]

○助成金の支給額：休暇中に支払った賃金相当額  
×10/10

※1日当たり8,330円を支給上限 ⇒ 15,000円を支  
給上限

○支援金の支給額：就業できなかった日について、  
1日当たり4,100円（定額）⇒ 7,500円（定額）

※引上げ後の額の適用対象：令和2年4月1日以降に  
取得した休暇等

[対象期間の延長の概要（予定）]

○対象となる休暇等の期限

令和2年6月30日まで → 令和2年9月30日まで

○申請期間

令和2年9月30日まで → 令和2年12月28日まで

[5月26日付プレスリリース]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11498.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11498.html)

[助成金HP]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

[支援金HP]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

【お問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コール  
センター

電話：0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む  
）

---

### 3. 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例 コース）の申請受付等の延長について

---

◆新型コロナウイルス感染症対策として◆

従業員が安心して休めるよう特別休暇制度を導入し、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを対象にした「働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）」について、申請期限が延長されました。

○交付申請期限：令和2年5月29日→令和2年7月29日

○事業実施期間：令和2年5月31日→令和2年7月31日

○支給申請期限：令和2年7月15日→令和2年9月15日

この助成金の概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

○働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

4. 7月は全国安全週間です。～エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減～

---

厚生労働省では、産業界での自主的な活動の推進と、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しており、今年も93回目となる全国安全週間を実施します。

今年度のスローガンは、

「エイジフレンドリー職場へ！

みんなで改善 リスクの低減」

であり、事業者と労働者が一体となってリスクアセスメント及び改善を行うことにより、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境を形成することを通じて、すべての働く人が安全に働けるようにすることを呼びかけています。

本週間の趣旨を御理解いただき、「令和2年度全国安全週間実施要綱」（宮城版）に基づく安全活動の取組をお願いします。

なお、今年度、各事業場で実施する事項の実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用等により、事業場の実態に即した実行可能な感染症拡大防止対策の推進にも十分に御配慮いただきながらの取組をお願いします。

本週間 7月1日から7月7日

準備期間 6月1日から6月30日

●令和2年度全国安全週間（実施要綱等）

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200518-r2anzensyukan\\_0001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200518-r2anzensyukan_0001.html)

【お問合せ先】健康安全課（022-299-8839）

---

## 5. 従業員のキャリア支援研修承ります

---

厚生労働省・令和2年度キャリア形成サポートセンター事業の一環として、ジョブ・カードを用いた企業内研修を実施しております。

- ◆開催時期：7月～9月（オンライン研修も可）
- ◆新人研修、管理職研修などご活用ください。

※本事業は、株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。

### ●公式HP

<https://carisapo.mhlw.go.jp/>

### ●e-mail

[carisapo\\_miyagi@pasona.co.jp](mailto:carisapo_miyagi@pasona.co.jp)

【お問合せ先】宮城・山形キャリア形成サポートセンター（受託事業者：株式会社パソナ）  
(022-212-8335)

---

### ★バックナンバー

[https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141\\_2020.html](https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2020.html)

---

### ★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が22文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。

- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

---

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）  
〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1  
仙台第四合同庁舎  
電話 022-299-8834  
宮城労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

---